

償却資産申告書の提出は

1月31日(火)まで

申告対象となる

償却資産(例)

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの

その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもので、
 ※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

これまでに申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので申告をしてください。
 ※申告書は税務課及び各支所総合窓口にあります。

〔農業〕
 ・乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎、定植機など

〔漁業〕
 ・漁船、漁網、魚群探知器、無線機など

〔小売店〕
 ・商品陳列ケースなど

〔理容業・美容業〕

・理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

〔飲食店〕

・厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

〔再生可能エネルギー発電事業〕
 ・太陽光パネル、架台、附属装置など

◆提出期限

平成29年1月31日(火)

◆提出先 税務課、各支所総合窓口

◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208

里山のめぐみ ⑨

みなさん、こんにちは。いよいよ冬將軍を迎える季節になりました。山の木々も葉っぱを落として活動をやめ、冬に備えています。

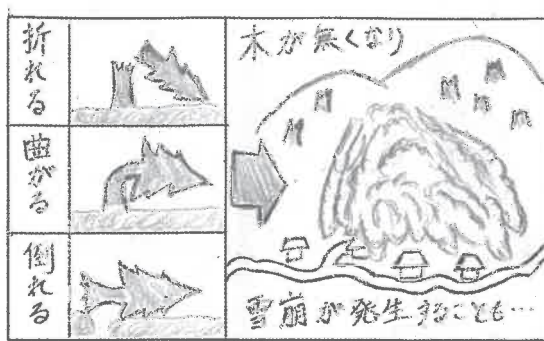
近年は温暖化が進み、気温が暖かい分、積もる雪は水っぽく重い雪になります。

これまでお話ししたように、除伐や間伐をしてやらないと木が元気に太くならないために、雪の重みにも耐えられなくなってしまう。

冬から春にかけての森林の大切な働きとして、「なだれ防止」や「防風」があります。木々は自然の杭になって、林内に積もった雪を動かないように固定してくれます。

また、集落の盾となって吹きすさぶ強い風から家や農地を守ってくれます。

しかし、水分を沢山含んだ雪は木々の葉っぱにくっついて下に落ちにくくなり、除伐や間伐がされず細い木ばかりの森林だと、木々の上に積もった雪の重さや強い風に耐えきれず、折れたり曲がった



り、中には根っこから倒れてしまうものもあります。

山に木がなくなると、重い雪が雪崩となって家や道路に襲いかかったり、強風が家や畑などに被害をもたらすことになります。

適切な間伐や除伐を行うことは、雪崩や暴風などの天災から我々の暮らしを守ることに繋がります。

◆問い合わせ先

鳥取県西部総合事務所

日野振興センター

農林業振興課普及担当

☎0859・72・2018

猫の避妊・去勢助成事業

鳥取県獣医師会では、飼猫を対象に避妊・去勢手術の費用を助成します。

募集頭数は200頭で、一家族2頭まで助成対象になります。

助成を希望する場合は、かかりつけまたはお近くの動物病院に、飼い主の氏名・連絡先、猫の名前等を伝え、申し込んでください。

◆助成金額

避妊手術 4,000円

去勢手術 2,000円

◆募集期間

12月2日(金)から先着順

※募集頭数を越えたら受付を終了します。

◆事業実施期間

申し込み終了後から3月15日までに獣医師と相談し、手術を受けてください。

◆連絡先

鳥取県獣医師会

☎0857・53・4300

住民生活課

☎0859・54・5210